

総務産業常任委員会審査報告書

令和6年6月20日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中 島 和 子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第41号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第41号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

質疑①：六価クロムとはこういったものか、これが多いとこういったことが懸念されるのか。

回答①：強い毒性がある物質として、国際がん研究機関で分類されており、溶液に触れたり、粒子を吸い込むと皮膚や粘膜に炎症を引き起こすものである。

質疑②：イタイイタイ病のような症状を引き起こすわけではないのか。

回答②：具体的な症状の調査はしていないが、非常に毒性が強いものとしてご理解いただきたい。

質疑③：六価クロムはどういった場所、過程で生成されるのか。

回答③：工場排水に含まれることを把握している。

質疑④：基盤洗浄溶液に使われているようだが、飯綱町においては恵工学での使用が考えられる。他でも使われているか。

回答④：水質基準に適応させて下水に排水しなければならない特定事業所は、六価クロム排出の有無は別として、町内に約30か所ある。

質疑⑤：六価クロムの毒性が強いということは理解したが、なぜこの時点で新たに条例に加えるのか。

回答⑤：元々下水道法施行令の中には、特定事業所から公共下水道に排出される下水に含まれる六価クロム化合物にかかる排水基準を定めていた。

今回、六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能となり、環境基

本法や水質汚濁防止法といった関連法令に基づく水質基準が合せて強化されたことを踏まえた中で、特定事業所から排出される下水の水質基準についても新たに基準が設けられた。このことによる下水道法施行令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものである。

質疑⑥：今までは野放しだったということか。

回答⑥：国で厳格に六価クロムの基準を設けられていなかったが、環境基本法や水質汚濁防止法等の関係法令に基づく水質基準が強化されたことにあわせて下水道施行令も改正され、特定事業所から排出される下水の水質基準についても新たに水質基準として加わったものである。

質疑⑦：30 か所ある事業所は、自ら対策を立てなければならないという法律と解釈して良いか。

回答⑦：条例上は解釈の通りで、該当する事業所は除害施設を設け必要な措置をとらなくてはならないということである。

質疑⑧：行政としては、抜き打ち検査等、随時行う予定か。

回答⑧：全ての事業所を検査することはしていないが、ニチアス工場に年2回の立ち入り検査を行っている。

質疑⑨：法律が出来ても監督はまだ不十分、今後の検査体制はどのようにするのか。

回答⑨：事業所で排出の検査等を行っているのであれば、水質検査結果の提出を求めていきたい。

質疑⑩：事業所のデータを信用しすぎるのは危険ではないか。改ざんも考えられる。抜き打ち検査を行って様子を見てはどうか。

回答⑩：今後の研究課題としたい。業者が恣意的な数値を提出するおそれについては、それ以上追及はできず信用する他ないと考える。提出されたものを評価し、適切に排出されているかは見ていきたい。他の施設の対応や六価クロムの排出については、研究、検証していきたい。

質疑⑪：六価クロムの植物、農作物への影響はあるか。川へ流出した場合、その水を農作物に使用した場合どのような影響があるか。

回答⑪：流出を防ぐための除害施設の設置、水質基準を設ける法令改正であることをご理解いただきたい。

質疑⑫：装置を設置しない、法令を守らない企業もあるのでは。

回答⑫：下水道法施行令があり、条例がある。これで規制をかけており、守れていない場合は法令違反となる。

質疑⑬：除害施設を設けたとしても、機械装置の不備等で流出の可能性もある。

回答⑬：30 の事業所については特定事業所の届出がされており、全ての事業所で六価クロムを排出しているわけではないものの、リスクがあるということであれば、検査方法等研究させていただきたい。上位法、下水道施行令の改正に伴うもののため、取り扱いについては上部機関とも相談する等、研究課題とさせていただきたい。

質疑⑭：法があっても、除害施設の調査、検査をしなければ意味がないのでしっか

りやってほしい。

回答⑭：繰り返しになるが、下水道法施行令の一部の改正、条例の一部改正を踏まえ、上部機関とも相談し、検討させていただきたい。

質疑⑮：六価クロムは検査費用が掛かると思うが、検査費用補助の予算措置はあるのか。

回答⑮：ない。事業所自身で検査を行う。

質疑⑯：行政が立ち入り検査等を行うことについての予算措置は。

回答⑯：ない。

質疑⑰：条例第 8 条にある排水設備等の工事の実施の中で、町長が特別の理由があると認めたときとは。

回答⑰：本来は町の指定工事店が工事を行うため、災害等の緊急時が考えられるが余程のことでなければ認められない。

質疑⑱：それは宅内のことか。

回答⑱：宅内である。

質疑⑲：上水道も同様だが、宅内のこと、個人のものは個人でできないのか。

回答⑲：宅内のものは、住民が指定工事店に工事を依頼し、行っている。

質疑⑳：指定工事店でなければできないということはない。個人のものは個人でできるはずである。条例で謳っていても無効である。

回答㉑：下水道法第 10 条において公共下水道の供用開始をする場合においては、当該公共下水道排水区域の土地の所有者、使用者または占有者は遅滞なく排水設備を設置しなくてはならないと規定されている。その中に、排水設備等の新設工事は市町村長の指定を受けた者でなければ行ってはならない規定があり、その規定に準じて行っている。個人で行う、行わないという話ではなく、下水道の法律の中で、市町村長の指定を受けた者が工事を行わなければならないということは、全国共通で謳っていることをご理解いただきたい。

質疑㉒：8 条について、改正前は専属、改正後は選任、という部分、「選任」だが、「専任」の字の誤りではないか。

回答㉒：専属と選任の違いについて、長野県下水道公社に確認したところ、専属では、例えば飯綱町の営業所、長野市の営業所があるとして、それぞれの営業所に専属の技術者を置く必要があるが、選任だと飯綱町、長野市の両方の営業所で一人の技術者が兼務できるようになる。「選任」で間違いない。

意見①：検査について、ニチアスの場合は住民や行政の立会いの下、サンプルをとって、検査は公の機関に出している。検査費はニチアス持ちだが、住民、行政の立会いの費用はそれぞれの負担になる。そういった方式もある。

質疑㉓：上水道には六価クロムは含まれていないのか。

回答㉓：上水道の水質検査項目にはあり、厳格に管理されている。リスクはゼロではないが、町内はほぼゼロに近い数値となっている。

反対討論：弁護士にも確認し、行政とも闘ってきたが、自宅内の工事を行うことができないということはある得ない。施主が工事をしてはならないというのは反対。

採決の結果：賛成多数で可決とした。